

答申第558号

平成23年4月18日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成21年6月3日付けで諮問された神奈川県を被告とする判決文一部非公開の件（諮問第587号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県を被告とする判決文のうち、不服申立ての対象となった情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県を被告として提起された、国家賠償法第1条第1項に基づく特定の損害賠償請求事件（以下「本件訴訟」という。）における、横浜地方裁判所（以下「地裁」という。）、東京高等裁判所（以下「高裁」という。）及び最高裁判所（以下「最高裁」という。）の各判決文（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、平成21年4月3日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）の解釈を誤っており、本件行政文書は原則として全面公開されるべきであるが、社会通念上、プライバシー保護が特段に求められていることから、不服申立人としては、本件処分において非公開とされた情報のうち、次に掲げる情報を除いた情報（以下「本件情報」という。）について、公開を求める。

(ア) 原告、被控訴人及び上告人（以下「本件原告」という。）の名字

(イ) 本件原告の住所の番地

(ウ) 本件原告の前科前歴に関する部分

(エ) 判決文添付の別紙地図の一部の区域

イ 条例第5条第1号ただし書ア該当の点について

不服申立人は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第91条に基づき、本件訴訟に係る地裁判決文を閲覧している。なお、本件訴訟に係る高裁判決文の一部は法律専門誌に掲載されており、地裁判決文の事件番

号、被告名及び判決日は明らかである。したがって、何人も地裁において、事件番号等を示して、判決文のみならず、本件訴訟に係る記録全体を閲覧し得る。

以上のことから、本件情報が条例第5条第1号ただし書アに該当することは明らかであり、本件処分は違法である。

ウ 条例第5条第1号ただし書イ該当の点について

(ア) 本件情報のうち、事件関係者の氏名及び勤務先（以下「本件関係者氏名等」と総称する。）は、いずれも慣行として公にされている情報である。したがって、本件関係者氏名等及び当該勤務先の至近距離にあった本件原告の住所の町名は公開されるべきである。

(イ) 本件情報のうち、警部補以下の警察官の氏名（以下「本件警察官氏名」という。）は、新聞及び法律専門誌において公表されていることから、非公開にする理由は認められない。

エ 条例第5条第4号及び第6号該当の点について

(ア) 本件処分については、具体的にどの情報が条例第5条第4号及び第6号に該当するのか不明である。

(イ) 高裁判決文が法律専門誌に掲載されていることから、本件処分は、条例の制定趣旨に著しく反している。また、本件訴訟は最高裁で終了しており、本件情報を公開することによって支障が生じるおそれは認められない。

(ウ) 一般人が暴力団員を相手とする民事訴訟を提起する場合、積極的に当該訴訟の支援を行うことが警察庁の方針である。そうした中で、本件で問題となっている程度の情報が公開されることにより、今後出廷を予定している者が出廷をためらう等、訴訟事務に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

(エ) 警察官の氏名は、既に複数の裁判において公開が命じられており、警察官及びその家族に危害が及ぶおそれは現実的ではない。

オ その他

(ア) 実施機関は、本件行政文書が第三者に公開されると、事件関係者等が、誹謗、中傷等を受けることが「十分予想される」と主張する。こ

の論理に沿えば、地裁の法廷で証人尋問及び本人尋問がされた日以降、こうした可能性は十分あったはずである。また、当該可能性をいうのであれば、本件訴訟は非公開で審理されなければならなかったはずである。

なお、誹謗、中傷等が十分予想されるというのであれば、その対抗策を関係者に助言し、そうした事態を未然に防ぐこと、また、仮に事件が発生すれば、迅速に適切な行動をとることが警察の仕事である。

(イ) 実施機関の主張を前提にすれば、警察本部長及び公安委員会が関与する裁判はすべて非公開の法廷において審理され、傍聴も、メモをとることも、訴訟記録の閲覧も否定されることになる。それは条例の否定であり、民主主義の否定である。

(ウ) 条例第1条は、行政文書公開請求を県民の権利と位置付け、第2条は、実施機関に対し、県民の権利を十分尊重するよう条例を解釈し、運用することを義務付けているが、法律専門誌で公表されている情報さえも非公開にする警察本部長の行動は、異常な秘密志向としかいいようがない。

3 実施機関（警察本部警務部監察官室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件訴訟に係る地裁、高裁及び最高裁の判決文であり、本件処分においては、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開としている。

ア 本件原告及び共犯者の氏名、住所、身体特徴、家族構成、前科前歴等の処分内容及び本件原告宅を明示した図面（以下「本件原告氏名等」と総称する。）

イ 本件関係者氏名等

ウ 本件警察官氏名

エ 犯罪捜査の手法及び内容（以下「本件捜査手法等」という。）

（２）条例第５条第１号該当性について

ア 条例第５条第１号本文該当性について

本件原告氏名等、本件関係者氏名等及び本件警察官氏名（以下「本件各個人情報」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第５条第１号本文に該当する。

イ 条例第５条第１号ただし書ア該当性について

（ア）民訴法第91条第１項によって閲覧が認められている文書は、裁判所に保管されている民事訴訟記録である。

（イ）民訴法第91条第１項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めている。

しかし、訴訟記録の閲覧については、同法第91条第２項及び第92条に例外規定があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧できるものではない。しかも、訴訟記録の閲覧を希望する者は、できる限り、裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票（以下「閲覧票」という。）に基づき申請しなければならないとされ、申請に当たっては、①訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧する訴訟記録を特定し、②申請人資格及び閲覧等の目的を明らかにしなければならない。

また、裁判所書記官は、閲覧票に記載された申請人資格及び閲覧等の目的から判断して、明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合には、閲覧を拒否することも可能であることから、民訴法の規定は、何人に対しても等しく公にすることを定めているものとは認められない。

（ウ）したがって、本件各個人情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当しない。

ウ 条例第５条第１号ただし書イ該当性について

(ア) 本件原告氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。

(イ) 本件関係者氏名等は、慣行として公にされている情報ではあるが、公開することにより、本件関係者の権利利益等を不当に害するおそれ認められる。

(ウ) 警部補以下の警察官の氏名は、昭和46年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また、昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、本件警察官氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。

エ 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性について

本件各個人情報、条例第5条第1号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件警察官氏名は、公開することにより、今後出廷を予定している者が、出廷をためらい、ひいては出廷を拒否するおそれが生じることが予想され、適正な訴訟事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められることから、条例5条第4号に該当する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件警察官氏名は、公開することにより、当該警察官及びその家族に対する犯罪者等からの報復、妨害その他有形無形の嫌がらせ等を受けることが予想され、個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、今後の警察活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件捜査手法等は、被疑者を逮捕又は留置する際の判断材料及び要件であり、本件捜査手法等を公開することにより、今後犯罪を企てようとする者が、対抗手段をとることが容易に予想され、今後の捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件訴訟に係る地裁、高裁及び最高裁の判決文である。

(2) 不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件非公開情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報のうち、本件各個人情報に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

b 民訴法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定しており、また、同法第92条第1項は、秘密保護のため、訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨規定している。

c 当審査会において確認したところ、本件訴訟に係る訴訟記録は、民訴法第92条第1項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。

したがって、本件情報のうち、本件各個人情報に係る情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であり、条例第5条第1号ただし書アに該当すると判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件警察官氏名を公開することにより、今後出廷を予定している者が、出廷をためらい、ひいては出廷を拒否するおそれが生じ、適正な訴訟事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められる旨説明している。

エ 実施機関が、訴訟に係る事務を適正に遂行するためには、訴訟に関する情報の公開について、一定の配慮が必要となる場合が想定され得る。

したがって、実施機関による、本件警察官氏名を公開することにより、適正な訴訟事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の説明につい

ても、考慮すべき事情が認められる。

オ しかしながら、本件情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であると認められることから、本件警察官氏名は、行政文書公開請求に基づく決定等により改めて公開されても、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件行政文書に記載された情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうかを検討する。

ウ 実施機関は、本件警察官氏名及び本件捜査手法等を公開すれば、今後警察活動の推進、捜査活動等に重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

エ 警察官の氏名は、公開することにより、当該警察官の生命、身体等の安全が脅かされる事態が生じる場合が想定され得る。また、捜査の手法に係る情報は、公開することにより、当該手法に対する対抗措置が講じられることが予想される。

したがって、実施機関による、本件警察官氏名及び本件捜査手法等を公開することにより、警察活動の推進、捜査活動等に重大な支障を及ぼ

すおそれがあるとの説明についても、考慮すべき事情が認められる。

オ しかしながら、本件情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であると認められることから、本件警察官氏名及び本件捜査手法等は、行政文書公開請求に基づく決定等により改めて公開されても、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるとまでは認められず、条例第5条第6号に該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年6月3日	○ 諮問
6月10日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7月1日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
7月6日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7月15日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
12月25日 (第88回部会)	○ 審議
平成22年1月29日 (第89回部会)	○ 審議
2月26日 (第90回部会)	○ 審議
3月31日 (第91回部会)	○ 審議
12月24日 (第100回部会)	○ 審議
平成23年1月26日 (第101回部会)	○ 審議
2月25日 (第102回部会)	○ 審議
3月24日 (第103回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成23年3月24日現在) (五十音順)